

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第88回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年6月29日（金）14時27分～14時35分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
山下 東子、吉田 裕美子（以上6名）

第3 出席した関係職員等

古市電気通信事業部長、徳光消費者行政第一課長、
深堀電気通信技術システム課番号企画室長、
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3103号】

開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。出席の委員が全ておそろいでございますので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第88回を開催いたします。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3103号】

○新美部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、答申事項1件でございます。

それでは、諮問第3103号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について、審議をいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年4月20日開催の当部会におきまして審議を行い、4月21日から5月25日までの期間、意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省からご説明をよろしくお願いいたします。

○徳光消費者行政第一課長 消費者行政第一課長の徳光でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、意見招請の結果についてご説明申し上げます。

通し番号で言うと3ページからになります。意見提出件数は2件ということで、意見提出者はテレコムサービス協会、全国消費生活相談員協会になります。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目になります。まず1つ目の箱、テレコムサービス協会からのものでありますが、「省令案及び告示案に賛成します。ただし、番号ポータビリティとの関係におきまして、契約者によるキャッシュバック目当ての制度濫用を防止するための対策として、新規電話番号による契約の場合における初期契約解除期間に限っては、事業者がMNP予約番号の発行を見合わせるように、ガイドライン等で規定いただきますようお願い

申し上げます。」という意見でございます。

これを補足しますと、初期契約解除の導入によって、その期間は違約金なく解約できるようになるということになりますと、MNOが実施しております、MNP転入者に対するキャッシュバックを目当てに、当初からその利用者はMVNOに入るつもりはないのに、一旦、形式上、契約をして、その電話番号だけもらってすぐに解約して、MNOのほうにMNP転出するという者が増えて、経営に影響を与えるのではないかという懸念によるものでございます。

この点につきましては、「考え方」のところではありますが、利用者が初期契約解除等を行う場合の番号ポータビリティの運用については、ご意見の趣旨を盛り込んだ「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に係る改正を総務省において行う方向で検討しております、その旨を記載しているところでございます。

それから2つ目の箱です。全国消費生活相談員協会からのものですが、「MNP転出手数を請求することと、手数料の上限が決められたことは賛成です。ただ、このようにMNP転入者に高額なキャッシュバック等を行う販売方法には問題があると考えます。全ての利用者にとって公平な販売となるよう考えていただきたいと思えます。」ということでございます。

これに対しましては、MNPによる通信契約の締結を条件とする行き過ぎたキャッシュバック等は、利用者間の公平や公正競争を阻害しかねないことから、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定しております、適正化を求めているところであり、本指針により適切に対応してまいりますとしております。

それから下の箱です。「初期契約解除の対象役務にいわゆるMVNO音声通話付サービスを加えることに賛成です。」とした上で、理由的な話ですが、「MVNOの店舗では音声通話付サービスとデータ通信専用サービスの両方が取り扱われており、音声通話付サービスだけが適用除外となる合理的な理由は見当たりません。」ということ、また、確認措置の関係ではありますが、「通信サービスは実際に自宅などで使ってみなければ品質がわかりません。万一の場合には解除ができるなら安心して契約することができます。」ということで、改正案に対する賛同のご意見として承りますとしております。

次のページは諮問事項以外の事項ということになりますけれども、具体的なMNP転出手数料の額ということで、「事務手数料が3,000円より低い場合は3,000円ではなく、その額と明記したことについては賛成です。」といったご意見でございます。

説明は以上になります。

○新美部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言をよろしくお願ひします。佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 確認事項になります。3ページの上になりますが、行き過ぎたキャッシュバック等があると示されています。そこで、利用者間の公平性や公正競争上、問題があるので、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」で適正化を求めていると書かれています。このことについて、現在は、どんな状況でしょうか。また、適正化を求めているというのは、この報告書の中に、このような情報の提供をすべきであるとか、あるいはこのような行為は是正すべきであるといったことが書き込まれているのか、分かる範囲で、状況を教えて下さい。

○徳光消費者行政第一課長 こちらは、従前から策定しておりましたが、特に29年1月10日にこの指針を改定しております。その中には、どのようなものであれば購入補助になります、そして端末の実質負担はここまでですということで、調達費用とか関連下取り等、価格に照らして合理的な額の負担を下回るようになってはいけませんといったことを書いております。こちらに基づいて対応しているところでございます。

○佐藤委員 分かりました。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

特にございませんでしょうか。今の佐藤委員のご質問のように、キャッシュバックの規定については社会からも多大な関心が寄せられておりますので、この指針について、もう少し皆さんに分かるようにしたほうがいいのかもかもしれませんね。

いずれにしても、総務省の施策に期待したいと思っております。

それでは、他にご意見等はございませんようですから、諮問第3103号につ

きましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでござい
ましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することとい
たします。

閉 会

○新美部会長 以上で、本日の審議は終了いたしました。この件にかかわらず、
委員の皆様から何か情報提供なりご意見がございましたら、よろしくご発言いた
だきたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

あと、事務局から何かございましたら、よろしくお願ひします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局から、次回の審議会の日程についま
してご連絡をさせていただきます。

次回の審議会につきましては、当部会の前に、総会を8月24日の14時から
開催することを予定してございます。また、この部会そのものにつきましては、
その後になります、9月26日の14時からの開催を予定してございます。詳
細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願ひ
いたします。

以上です。

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了といたします。どうもありがとうございました。

閉 会